

議案第 7 1 号

おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例について

おいらせ町防災基本条例（平成 2 8 年おいらせ町条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 0 号）の施行に伴い、災害発生の前段階での対応や避難指示の一本化について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例

おいらせ町防災基本条例（平成28年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「災害時」を「災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）」に改める。

第11条第3項及び第12条第1項中「災害時」を「災害発生時等」に改める。

第14条第2項中「災害の発生」を「災害発生時等」に改める。

第15条中「災害時」を「災害発生時等」に改める。

第16条第1項中「被災した町民等」を「災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者（以下「被災者等」という。）」に改める。

第17条第1項中「発災後」を「災害発生時等」に改める。

第18条中「災害時」を「災害発生時等」に、「被災者」を「被災者等」に改める。

第19条第1項中「被災した町民等」を「被災者等」に、同条第3項中「並びに避難の勧告及び指示」を「及び避難の指示」に改める。

第20条中「災害が発生した場合」を「災害発生時等」に改める。

第22条中「発生した」を「発生し、または発生するおそれがある」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。